

## 手引き使用上の留意事項

1. 「開発・宅造」の許可の申請される場合は、この手引書を参考に提出書類及び記入事項等を確認し、訂正及び不足図書がないようお願いいたします。
2. 審査終了後、審査表の写しをお渡ししますので、速やかに整備してください。
3. 申請書及び図面の作成上のお願い
  - ・ 図面は通し番号としてください。
  - ・ 図面の縮尺は、記入してある縮尺以上としてください。
  - ・ 図面の一覧表を作成し、図面番号を記入し、添付してください。
  - ・ 図面にタイトル版を作成してください。
  - ・ 設計図には、これを作成した者が記名及び押印してください。
  - ・ 開発（造成）区域の境界は赤線で記入してください。
  - ・ 縮尺、方位はすべての図面に記入してください。（構造図等方位が記入できないものは除きます。）
  - ・ 要領に記載してあるチェック表は、最低限必要なもののみ記載しています。計画・用途によって指摘事項が増えることがあります。
  - ・ 建築図面（平面図・立面図）について、都市計画法上の立地要件を満足しているか判断するために添付が必要なことがあります。
4. 本手引きは、利用者の方からのご意見を踏まえて、より分かりやすく、使い勝手の良い手引きとなるよう、適宜追加、改訂を行うことを予定しています。